

佐久市脱炭素シナリオ検討調査事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

佐久市脱炭素シナリオ検討調査事業委託業務

2 目的

本業務では、本市における 2050 年度の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すために、地域の将来像、脱炭素シナリオの作成や、削減目標、再生可能エネルギー導入目標を設定し、その実現に向けた施策の検討、ロードマップの作成、及び必要な基礎調査を行う業務を委託するに当たり、受託業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

3 業務内容

別紙佐久市脱炭素シナリオ検討調査事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、この仕様書は現時点での暫定的なものであり、実際の契約に係る仕様書は本プロポーザルにより選定する契約の相手方の候補者の提案内容を基に発注者と協議して決定する。

4 予定業務期間

契約締結日から令和 4 年 1 月 7 日（金）まで

5 事業限度額

9,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「佐久市脱炭素シナリオ検討調査事業委託業務企画提案者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

7 参加資格要件

本実施要領の公告日から候補者決定日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 令和 3 年度佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録のない者が参加する場合は、申請書類（「11 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類」を参照）を事務局へ提出し、審査委員会の審査の結果、佐久市の名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合は、本業務に限り参加することができる。
- (2) 佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成 24 年佐久市告示第 109 号）による入札参加等の停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）又は佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 103 条第 1 項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 他の地方公共団体等の公的機関から直接受注した業務として、公告日から遡って過去 5 年間に於いて、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、そ

の区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を定めた計画の策定又は改定に係る業務委託を受注し完了した実績を2件以上有していること。

(6) 業務の実施体制に、前項の業務に携わった実績を有する者を配置すること。

(7) 次に掲げる者は、同一の案件に参加することができないものとし、該当しないこと。

ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者。

イ 一方の会社の会社法上の役員が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれかに該当する者。

(8) 共同企業体での参加でないこと。

8 選定日程

内容	期間等
公告	令和3年8月13日（金）
質疑受付（電子メール）	令和3年8月13日（金）～8月20日（金）
質疑回答（ホームページ）	令和3年8月23日（月）
参加表明受付期間	令和3年8月13日（金）～8月24日（火）
参加資格適合・不適合通知書発送	随時（最終発送：令和3年8月25日（水））
企画提案書等提出期限	令和3年9月2日（木）
一次審査（書類審査）	令和3年9月7日（火） 予定
一次審査結果通知	令和3年9月10日（金） 予定
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和3年9月下旬
二次審査結果通知	令和3年9月下旬

9 質問

(1) 提出期限 令和3年8月20日（金）17時15分必着

(2) 提出書類 質問書（様式1）

(3) 提出方法 事務局へ電子メールで送信

ア 送信時件名は「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

イ 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。

ウ 質問は、参加表明書兼誓約書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限って受け付けるものとし、メールでの提出以外の方法での質問は受け付けない。

エ 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。

(4) 提出先 電子メール：kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp

TEL：0267-62-2917

(5) 回答方法 令和3年8月23日（月）までに佐久市ホームページで回答する。

10 参加表明

(1) 提出期限 令和3年8月24日（火）17時15分環境政策課必着

(2) 提出書類 参加表明書兼誓約書（様式2）

なお、添付書類として、実施要領7（5）（6）に定める実績が確認できる書類（契約書の写し及び成果品等）を添付すること

(3) 提出方法 事務局へ持参又は郵送等による送付

（持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う）

(4) 提出先 長野県佐久市中込 3056 番地 佐久市役所 3 階環境部環境政策課

11 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

佐久市名簿に登録されていない者は、以下の書類を各 1 部提出すること。

- (1) 提出期限 令和 3 年 8 月 24 日 (火) 17 時 15 分環境政策課必着
- (2) 提出書類 (証明書、登記簿謄本等は 3 か月以内に発行されたものとする。写し可。)
 - ア 物品購入等入札 (見積) 参加願【追加申請様式 1】
 - イ 誓約書【追加申請様式 2】
 - ウ 経歴及び営業概要書【追加申請様式 3】
 - エ 印鑑証明
 - オ 佐久市税の納税証明書 (佐久市に納税義務がある場合のみ)
 - カ 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - キ 各種料金の納付状況報告書 (佐久市に納付義務がある場合のみ)【追加申請様式 4】
 - ク 商業登記簿謄本 (個人の場合は身分証明書)
 - ケ 申請の直前 1 年間の各事業年度の財務諸表
 - コ 委任状 (支店、営業所等に代理委任する場合)【追加申請様式 5】
 - サ 業務実績書 (直前 2 年間の主な実績)【追加申請様式 6】
- (3) 提出方法 事務局へ持参又は郵送等による送付
(持参の場合は、土日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付を行う)
- (4) 提出先 長野県佐久市中込 3056 番地 佐久市役所 3 階環境部環境政策課

12 企画提案

- (1) 提出期限 令和 3 年 9 月 2 日 (木) 17 時 15 分環境政策課必着
- (2) 提出書類 (正本 1 部、副本 9 部とする。CD-R 又は DVD-R は 1 枚)
 - ア 企画提案書等提出届 (様式 4)
 - イ 企画提案書 (任意様式)
 - ウ 会社概要書 (様式 5)
 - エ 業務執行体制 (様式 6)
 - オ 参考見積書 (様式 7)
 - カ 参考見積書内訳書 (任意様式)
 - キ 企画提案に関する上記全ての電子データを収めた電子媒体 (CD-R 又は DVD-R)
- (3) 提出方法 事務局へ持参又は郵送等による送付
(持参の場合は、土日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付を行う)
- (4) 提出先 長野県佐久市中込 3056 番地 佐久市役所 3 階環境部環境政策課
- (5) その他
 - ア 各提出書類とも上記 12 (2) 提出書類の順にインデックスをつけ、A 4 サイズ縦ファイルに綴じ、A 3 サイズの資料がある場合は折り込んで A 4 サイズにすること。
 - イ 正本 (1 部) には、業務名「佐久市脱炭素シナリオ検討調査事業委託業務 公募型プロポーザル方式企画提案書」及び事業者名を記載すること。
 - ウ 副本 (9 部) には参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、契約書の写し等でこれを消せない場合は該当箇所に黒塗りする等して対応すること。
 - エ 提出は、1 者につき 1 提案に限る。

13 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年8月24日(火)17時15分環境政策課必着
- (2) 提出書類 辞退届(様式3)
- (3) 提出方法 事務局へ持参又は郵送等による送付
(持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う)
- (4) 提出先 長野県佐久市中込3056番地 佐久市役所3階環境部環境政策課

14 審査

参加資格要件に適合した者について一次審査(書面審査)を実施し、上位5者を選定した後、選定された者に二次審査(プレゼンテーション)を実施し、受託候補者を選定する。

(1) 一次審査

ア 実施日 令和3年9月7日(火)(予定)

イ 結果通知日 令和3年9月10日(金)(予定)

ウ 選定方法

(ア) 審査委員が別紙「評価基準書」に基づき点数付けすることにより決定する。参加者のうち、審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者から参加者順位を付け、上位5者を一次審査合格者とする。同順位者があり、5者を上回る場合は、同順位のものうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を上位として扱う。参加者順位2位も同数の場合は、同様に3位の数とし、以下も同様とする。さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を上位として扱う。

(イ) 参加者は、審査結果についての異議を申し立てることはできない。

エ 通知方法等 全参加者へ審査結果通知を送付するほか、一次合格者のみ二次審査参加依頼書を送付する。

(2) 二次審査

ア 実施日 令和3年9月下旬

イ 実施場所等 詳細な時刻や実施場所については、一次審査の結果通知と併せて連絡する。

ウ 実施時間 1者につき30分以内(準備5分、プレゼンテーション15分、質疑10分)

エ 出席者 1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。

オ 選定方法

(ア) 実施順は、企画提案書の受付順とする。

(イ) 審査委員が別紙「評価基準書」に基づき点数付けすることにより決定する。二次審査の参加者のうち、審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。参加者順位1位が同数の場合はそれら者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。2位も同数の場合は、同様に3位の数とし、さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を受託候補者とする。

(ウ) 一次審査及び二次審査における審査委員全員の採点合計が満点の6割以上であることを最低基準点とする。

(エ) 参加者が1者になった場合でも評価を行う。

(オ) 参加者は、審査結果についての異議を申し立てることはできない。

カ 結果の公表 令和3年9月下旬に二次審査へ参加した全ての参加者に審査結果通知を通知するとともに、後日佐久市ホームページで公表する。

キ 留意事項

(ア) 当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。

(イ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配布は認めない。ただし、提出した企画提案書の提案の範囲内のパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用した投影による説明、投影される資

料の配布は可とする。当日使用するプロジェクター、スクリーンは市で用意する。

(プロジェクター品番 EPSON EB-X41)

- (ウ) プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、スクリーンに参加者の名称及びそれを推測できるものが写らない様にする
- こと。

15 契約の締結等

- (1) 受託候補者とは、随意契約による方法で契約する。
- (2) 受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

16 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を有しない場合、又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に不備、錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (4) 二次審査のプレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合

17 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例（平成 17 年佐久市条例第 15 号）に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) 本手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- (10) この実施要項に定めのない事項については、審査委員会において決定するものとし、本業務の契約内容に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）等、関係法令等の定めるところによる。

18 事務局

〒385-8501

長野県佐久市中込3056番地

佐久市役所環境部環境政策課環境政策係 担当：萩原、木次

TEL：0267-62-2917

FAX：0267-62-2289

電子メール：kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp

佐久市脱炭素シナリオ検討調査事業委託業務評価基準書

	評価項目		配点
一次審査	業務実績	・人口規模が同規模以上の市町村における同種の業務において十分な実績があるか。	10
	業務執行体制	・本市との連絡調整が速やかに行える体制か。	5
		・業務の実施体制、人員配置が具体的に示されており、その役割分担は明確か。	5
	見積金額	・最安の見積額 5点 ・（2番目に安い見積額／提案者の見積額）×5点（小数点以下切捨て） 見積額…委託料総額（消費税及び地方消費税を含む。）	5
	小計		25
二次審査	提案全般	・仕様書を踏まえた提案であり、業務目的、条件、内容を理解した提案書となっているか。	5
		・温室効果ガス等に係る調査、推計の手法について、適切な提案がなされているか。	10
		・地域の将来ビジョン、脱炭素シナリオ及び温室効果ガス削減目標の作成は、調査内容等を適切に踏まえ、本市の自然的・社会的特性に沿った提案となっているか。	10
		・再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの評価対象、評価方法や導入目標の検討方法は本市の自然的・社会的特性等に即し適当であるか。	10
		・2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた、政策及び指標の検討、ロードマップの作成は、実現可能かつ、実効性がある提案となっているか。	10
	業務工程	・業務の実施時期が明確なものであり、実現可能なものとなっているか。	10
	実現性	・本市の現況と課題を把握したうえで、同種の業務実績の提示等、提案内容に説得力がある実現可能な提案となっているか。	10

	説明能力	<ul style="list-style-type: none"> ・作成する資料や成果物について、見やすさの工夫や説得力があるか。 ・企画提案に関する説明は、わかりやすく、説得力があるか。 ・質問に対する応答は、明快で適切か。 	10
	小計		75
合計			100